

液状化判定調査者派遣について

地盤調査を専門に行う事業者を派遣し、地盤の液状化の可能性及びその程度を把握することで、地震による建築物の液状化被害の予防を図るとともに、災害に強いまちづくりを目指すために液状化判定調査者を無料で派遣しております。

1. 派遣対象敷地の要件

- ①葛飾区内にあること
- ②新築又は建替えを予定されていること
- ③国、地方公共団体その他公共団体以外の者の所有に係ること
- ④過去に葛飾区地盤調査助成要綱による助成金の交付を受けた土地でないこと
- ⑤葛飾区が地盤調査報告書の内容を公開することについて、承諾していること
- ⑥派遣対象者以外に派遣対象敷地の所有権を有する者から区が地盤調査を実施すること及び地盤調査報告書の内容を公開することについて、承諾を受けた者であること

2. 申請について

1 の葛飾区地盤の液状化判定調査者派遣申請書に 2 以降の書類を添付し、申請してください。

1. 葛飾区地盤の液状化判定調査者派遣申請書（第 1 号様式）
2. 派遣対象敷地に係る登記事項証明書の写し
3. 案内図
4. 撮影日の記載がある派遣対象敷地の写真
5. 新築又は建替え後の建築物の設計に係る契約書^{※1}の写し
6. 地盤調査報告書の収集及び提供に係る承諾書（第 2 号様式）
7. その他区長が必要と認める書類

※1 設計に係る契約書は、請負契約書でも可。別途、木造耐震助成を受ける場合は、**承認通知前に請負契約・工事をすると助成ができません**ので注意してください。

詳しくは、下記担当までお問い合わせください。

3. 調査について

地盤調査者の派遣決定通知後、区と契約をしている地盤調査会社から申請者へ連絡が入ります。地盤調査の日程調整の上、決定通知日から 90 日以内に地盤調査を受けてください。調査終了後、区と契約をしている地盤調査会社が申請者へ地盤調査結果を報告します。地盤調査結果を受け取ってください。



担当課：建築課建築安全係

☎：5654 - 8552, 5654 - 8553, 5875 - 7827